

2024（令和6）年7月30日

文部科学省
文部科学大臣 盛山 正仁殿

2025（令和7）年度
特別支援教育を含む教育関係予算等に関する要望

一般社団法人 日本自閉症協会
会長 市川 宏伸

〒104-0044 東京都中央区明石町 6-22
築地ニッコンビル 6階
TEL03-3545-3380
asj@autism.or.jp（担当 樋口）

日ごろより、自閉スペクトラム症（以下、ASDという）をはじめとする発達障害への理解の促進、諸施策の実現のご尽力に対し、心より感謝申し上げます。

私達、日本自閉症協会は、知的障害の有無にかかわらず全ての ASD当事者とその家族の豊かな生活の実現に向けて、日々活動を行っております。

次年度の予算等に対して、弊協会から以下を要望いたします。

要望の前提として、教育にあたっては、こどもの権利を擁護し、個に応じた教育を重視していただき、主体的に社会に参画する市民となるためのシチズンシップを年齢に応じて学ぶ機会を保障してください。

知的な障害のない発達障害の児童生徒の数が増える中、そうした生徒が主に在籍する普通学級や特別支援学級、通級指導教室（特別支援教室）に関わる環境の改善が必須です。そのため、特別支援教育関係予算のみでなく、その他教育関係予算の要望も入っています。

1. 強度行動障害の状態にある児童生徒への対応力を向上させてください。
 - ① 学校は家族や福祉・医療分野と共通認識を持ち、一貫した対応をしてください。
 - ② 教員の強度行動障害に関する理解を促進してください。そのため、教員の初任者研修および10年経験者研修で、強度行動障害についても学ぶ機会を設けてください。
 - ③ 強度行動障害の状態にある児童生徒がいることに目を向け、実態調査をしてください。
 - ④ 強度行動障害の状態にある児童生徒について指導方法の改善に取り組んでください。
2. 幼稚園から高校までの一般校と特別支援学校の教員の自閉スペクトラム症（以下、ASD）を含む発達障害生徒に対する理解と対応力および指導力を強化し、教師の「当たり外れ」を少なくしてください。
 - ① 「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン」にそった教育支援体制の整備を推進してください。
 - ② 個別の支援計画の検討に必要な発達検査やASDに特化したアセスメントを実施し、個々の障害特性に応じた教育が行われるように、担任の研修を行ってください。
 - ③ 管理職任用のカリキュラムにASDをはじめとする発達障害について学ぶ単元を加えてください。かなめとなる学校長の育成をいっそう図ってください。
 - ④ 地域格差を少なくしてください。
3. 就学先や進路の相談・検討に当たっては、医師の診断を必須とせず、教育関係者や学校が生徒の最善を考えるとともに、親と生徒の希望を尊重してください。
入学後についても、生徒の実情を評価して、適切な学びの場を保障してください。
4. 教育・福祉・家庭の連携（『トライアングル』プロジェクト）を推進してください
 - ① 個々の生徒の支援や指導において、その生徒の福祉サービスを行っている支援者、及び保護者との連携を推進し、本人の状態認識と関わりの一貫性を確保してください。
 - ② 「教育と福祉の連携のための e-learning」の履修を促進してください。
 - ③ 教職員が連携会議に参加しやすいようにしてください。
5. 様々な障害生徒にきめ細かく関われるよう、教員の労働環境と待遇を改善し、教員不足を解消してください。
6. 少人数学級の推進と教職員の定数を改善してください。
すべての中学校、高等学校について、早急に 35 人学級にしてください。将来は 30 人以下を目指す計画にしてください。
7. スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる教育相談体制を充実してください。
8. 特別支援学校の過大過密と教室不足の解消を早急に進めてください。
9. 通級指導教室ならびに特別支援学級について
 - ① 特別支援学級の学級編制基準を見直し、教員を増やし、きめ細かい教育を実現してください。
 - ② 高等学校における通級指導教室の設置を加速してください。
 - ③ 高等学校に必要な応じて特別支援学級を設置してください。
10. 小中高の通常学級においてインクルーシブな環境整備を行ってください。
 - ① 各クラスに一定数の発達障害の傾向がある生徒が存在することを前提に、教室内の構造化や視覚的な学習を行ないユニバーサルな環境にしてください。
 - ② 「みんなと一緒に」が過度な負担となるASDの児童生徒もいます。生徒の多様性を前提としたインクルーシブ教育にしてください。
11. 不登校や登校しぶりの児童・生徒対策を推進してください。
 - ① 子どもが登校しやすい環境を整える「環境調整」を優先するよう学校に働きかけてください。
 - ② リモートによる授業など生徒の状態に応じた多様な教育・学級運営を推進してください。
 - ③ 不登校生徒の健康診断に取り組んでください。（学校での集団健診によらない方法等）
12. 特別支援学校の教育対象となる障害種にASDを含む発達障害を明記してください。

以上